

富津市告示第107号

富津市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富津市消防団に積極的に協力している事業所等に対して消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項を定めることにより、地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 法人その他の団体の事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に積極的に協力していると認め、消防団協力事業所表示証（別記第1号様式。以下「表示証」という。）を交付した事業所等をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長のほか、消防団活動を支援する者をいう。

(消防団協力事業所の認定基準)

第3条 消防団協力事業所の認定基準は、次の各号のいずれかに該当する事業所等であることとする。

- (1) 従業員が本市の消防団員として2名以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等において事業所等の資器材等を本市の消防団に提供するなどの協力をしている事業所等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより地域の消防防災力の充実強化に寄与しているものと市長が認める事業所等

(表示証の交付申請)

第4条 表示証の交付を受けようとする事業所等は、富津市消防団協力事業所表示証交付申請書（別記第2号様式）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(消防団協力事業所の推薦)

第5条 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、当該事業所等の意思を確認の上、富津市消防団協力事業所表示証交付推薦書（別記第3号様式）により市長に推薦することができる。

（消防団協力事業所の認定）

第6条 市長は、第4条の規定による申請及び前条の規定による推薦があったときは、その内容を審査し、第3条に規定する認定基準のいずれかに適合すると認めるときは、消防団協力事業所として認定するものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、事業所等が第3条に規定する認定基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該事業所等を消防団協力事業所として認定することができる。

（表示証の交付）

第7条 市長は、前条の規定により事業所等を消防団協力事業所として認定したときは、当該事業所等に表示証を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により表示証を交付する事業所等の所在地が本市以外の市町村にある場合は、当該市町村の長等と協議の上、当該市町村と連名で表示証を交付できるものとする。

（表示証の表示）

第8条 消防団協力事業所は、表示証を当該消防団協力事業所の敷地、建物等の見えやすい場所に表示するものとする。

2 消防団協力事業所は、パンフレット、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に、表示証を表示することができる。

3 消防団協力事業所は、表示証を表示する場合において、当該表示証の寸法を同率に拡大し、又は縮小して表示することができる。

（表示証交付整理簿の備付け）

第9条 市長は、表示証の交付に際して、富津市消防団協力事業所表示証交付整理簿を備え付け、消防団協力事業所の名称、所在地、表示証の有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示証の有効期間等）

第10条 表示証の有効期間は、消防団協力事業所として認定した日から起算して2

年を経過する日までとする。

2 表示証の有効期間が満了したときは、第8条の規定による表示を行うことができない。

(表示証の更新)

第11条 市長は、消防団協力事業所が次に掲げる要件をいずれも満たすときは、表示証の更新をすることができる。

- (1) 表示証の有効期間の満了前であること。
- (2) 表示証を更新する意思があること。
- (3) 第3条に規定する認定基準のいずれかに適合していること。

(消防団協力事業所の認定の取消し)

第12条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 第3条に規定する認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団協力事業所として適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、富津市消防団協力事業所認定取消通知書(別記第4号様式)により当該事業所等に通知するものとする。

(表示証の返還)

第13条 前条の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(消防団協力事業所の公表)

第14条 市長は、消防団協力事業所の名称、富津市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(庶務)

第15条 消防団協力事業所に関する庶務は、消防本部総務予防課において処理する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、消防団協力事業所に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。